

障害者自立支援法

下

平成18年4月から
施行されます

前回広報（2月25日発行）に続き、今回は「福祉サービスの体系、利用手続きの仕組み」について掲載します。今後、段階的に施行される10月1日まで随時お知らせする予定です。

「障害者自立支援法」が4月から段階的に施行されます。これは、自立支援の観点から、これまで障害種別（身体・知的・精神障害）ごとに異なる法律に基づいて提供されてきた福祉サービス、公費負担医療等を共通の制度のもとで一元的に提供する仕組みを創設するものです。

障害者自立支援法

施行期日	主な内容
平成18年 4月1日	介護給付や自立支援医療(旧精神公費負担療等)の利用者負担の見直しに関する事項
平成18年 10月1日	障害程度区分認定の仕組み、新たな施設・事業体系への移行に関する事項

福祉サービスの体系は
こう変わります
(平成18年10月から)

サービスは、個々の障害のある人々の障害程度や勘案すべき事項(社会活動や介護者居住等の状況)を踏まえ、個別に支給決定が行われる「障害福祉サービス」と、市の創



意工夫により、利用者の方々の状況に応じて柔軟に実施できる「地域生活支援事業」に大別されます。

「障害福祉サービス」は、介護の支援を受ける場合には「介護給付」、訓練等の支援を受ける場合は「訓練等給付」に位置づけられ、それぞれ、利用の際の手順が異なります。サービスには期限のあるものと、期限のないものがありますが、有期限であっても、必要に応じて支給決定の更新(延長)が可能となります。

福祉サービスに係る自立支援給付の体系

	現行サービス	新サービス	
居宅サービス	ホームヘルプ(身・知・精・児)	居宅介護(ホームヘルプ)	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護を行います
	デイサービス(身・知・精・児)	重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする方に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的にを行います
	ショートステイ(身・知・精・児)	行動援護	自己判断能力が制限されている方が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います
	グループホーム(知・精)	重度障害者等包括支援	介護の必要性がとても高い方に、居宅介護等複数のサービスを包括的にを行います
		児童デイサービス	障害児に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行います
施設サービス	重症心身障害児施設(児)	短期入所(ショートステイ)	自宅で介護する方が病気の場合などに、短期間、夜間を含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います
	療養施設(身)	療養介護	医療と常時介護を必要とする方に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護および日常生活の世話をを行います
	更生施設(身・知)	生活介護	常に介護を必要とする方に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します
	授産施設(身・知・精)	障害者支援施設での夜間ケア等(施設入所支援)	施設に入所する方に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います
	福祉工場(身・知・精)	共同生活介護(ケアホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います
	通勤寮(知)	自立訓練(機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行います
	福祉ホーム(身・知・精)	就労移行支援	一般企業等への就労を希望する方に、一定期間、就労に必要な知識および能力の向上のために必要な訓練を行います
	生活訓練施設(精)	就労継続支援(雇用型・非雇用型)	一般企業等での就労が困難な方に、働く場を提供するとともに、知識および能力の向上のために必要な訓練を行います
		共同生活援助(グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います
		移動支援	円滑に外出できるよう、移動を支援します
	地域活動支援センター	創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流等を行う施設です	
	福祉ホーム	住居を必要としている方に、低額な料金で、居室等を提供するとともに、日常生活に必要な支援を行います	

(注)表中の「身」は「身体障害者」、「知」は「知的障害者」、「精」は「精神障害者」、「児」は「障害児」のことです。

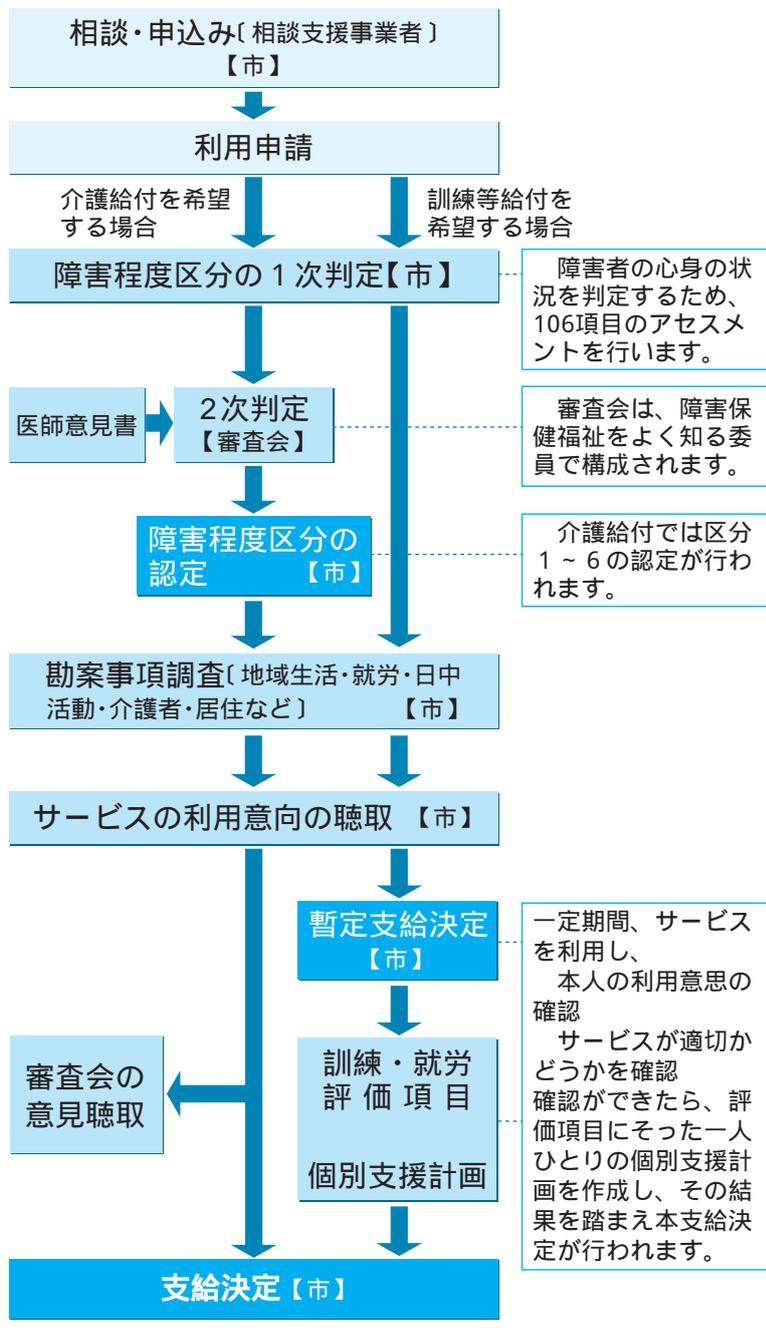
利用手続きはこう変わります

支給決定までの流れ

障害者の福祉サービスの必要性を総合的に判定するため、支給決定の各段階において、

- 障害者の心身の状況(障害程度区分)
- 社会活動や介護者、居住等の状況
- サービスの利用意向
- 訓練・就労に関する評価を把握

その上で、支給決定を行う。



日中活動と住まいの場の組み合わせ

入所施設のサービスを昼のサービス(日中活動事業)と夜のサービス(居住支援事業)に分けることにより、サービスの組み合わせを選択できます。事業を利用する際には、利用者一人ひとりの個別支援計画が作成され、利用目的にかな

ったサービスが提供されます。例えば、現在、身体障害者療護施設を利用している常時介護が必要な方は、日中活動事業の生活介護事業と、居住支援事業の施設入所支援を組み合わせることで利用することができます。地域生活に移行した場合でも、日中は生活介護事業を利用し続けることが可能です。

見直し後

日中活動の場

以下から1つまたは複数の事業を選択

- 療養介護(医療型)
- 生活介護(福祉型)
- 自立訓練(機能訓練・生活訓練)
- 就労移行支援
- 就労継続支援(雇用型・非雇用型)
- 地域活動支援センター(地域生活支援事業)

療養介護については、医療機関への入院と合わせて実施

プラス

住まいの場

障害者支援施設の施設入所支援

または

居住支援(ケアホーム、グループホーム、福祉ホームの機能)



詳細については省略しますので、不明な点は問い合わせください。
《問合せ》社会福祉課障害福祉係 ☎24-7033 FAX24-4516
各総合支所健康福祉課